◎議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長(山本浩平君) 日程第 10、議案第 33 号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高畠都市整備部長。

〇都市整備部長(高畠 章君) 議 32-1 でございます。議案第 33 号 白老町下水道条例の 一部を改正する条例の制定について。

白老町下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

議 33-4 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

次のページでございます。議案説明であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い下水道法の一部が改正され、これまで法令により義務づけられていた基準の一部について条例で定めることとされたことから、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を定めるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

白老町下水道条例新旧対照表					
改正前		改正後			
目次		目次			
第1章	総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)			
第 2 章	排水設備の設置等(第3条一第8	第2章 排水設備の設置等(第3条一第	8		
条)		条)			
第3章	公共下水道の使用(第9条―第1	第3章 公共下水道の使用(第9条一第	1		
	6条)	6条)			
		第4章 公共下水道の施設に関する構造	<u>及</u>		
		び維持管理の基準等(第1			
		7条一第21条)			
第 <u>4</u> 章	雑則(<u>第17条一第26条</u>)	第 <u>5</u> 章 雑則(<u>第22条一第31条</u>)			
第 <u>5</u> 章	罰則(<u>第27条・第28条</u>)	第 <u>6</u> 章 罰則(<u>第32条・第33条</u>)			
附則		附則			
第1章 総則		第1章 総則			
(目的)	_	_(趣旨)_			

- いう。)の設置する公共下水道の管理及び使 用について必要な事項を定めることを目的 とする。
- 2 公共下水道の管理及び使用については、 下水道法(昭和33年法律第79号。以下 「法」という。)その他の法令に定めがある もののほか、この条例の定めるところによ る。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 排水区域 法第2条第7号に規定す る排水区域をいう。
 - (5) 処理区域 法第2条第8号に規定す る区域をいう。
 - (6) 排水設備 法第10条第1項に規定 する排水設備をいう。
 - (7) 排水設備設置義務者 法第10条第 1項に規定する土地の所有者 又は占有者をいう。
 - (8) 除害施設及び特定事業場 法第12 条第1項に規定する除害施設及び法第1 2条の2第1項に規定する特定事業場を いう。
 - (9) 使用者 下水を公共下水道に排除し てこれを使用する者をいう。
 - (10) 水道 水道法(昭和32年法律第1 77号)第3条第1項に規定する水道を いう。
 - (11) 給水装置 水道法第3条第9項に規 定する給水装置をいう。

第1条 この条例は、白老町(以下「町」と | 第1条 白老町(以下「町」という。)の設置 する公共下水道の管理及び使用並びに施設 の構造、維持管理の基準等については、下 水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」 という。) その他の法令で定めるもののほ か、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げ る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め るところによる。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 終末処理場 法第2条第6号に規定 する終末処理場をいう。
 - (5) 排水設備 法第10条第1項に規定 する排水設備をいう。
 - (6) 除害施設及び特定事業場 法第12 条第1項に規定する除害施設及び法第1 2条の2第1項に規定する特定事業場を いう。
 - (7) 使用者 下水を公共下水道に排除し てこれを使用する者をいう。
 - (8) 水道 水道法(昭和32年法律第17 7号)第3条第1項に規定する水道をい う。
 - (9) 給水装置 水道法第3条第9項に規 定する給水装置をいう。
 - (10) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上 区分されたおおむね1月の期間をいい、 その始期及び終期は規則で定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

(12) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上 区分されたおおむね1月の期間をいい、 その始期及び終期は規則で定める。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共 下水道<u>(終末処理場を設置しているものに</u> 限る。以下第9条の3において同じ。) を使 用する者は、次に定める基準に適合しない 水質の下水を排除してはならない。

(1)~(4) 略

2 略

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。 ただし、排水区域においてはし尿浄化槽を設けなければならない。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において 使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表 に定めるところにより算定したその使用料 金(消費税相当額を含む。)の合計額とし、 その額に1円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨てるものとする。

(1) 処理区域内

区分	汚水排水量	使用料
一般家	5 0 立方メー	1立方メートルにつき
庭用	トルまで	195円30銭
	5 1 立方メー	1立方メートルにつき
	トル以上	264円60銭
業務用	100立方メ	1立方メートルにつき
	ートルまで	264円60銭
	101立方メ	1立方メートルにつき

第9条 特定事業場から下水を排除して公共 下水道を使用する者は、次に定める基準に 適合しない水質の下水を排除してはならな い。

(1)~(4) 略

2 略

(し尿の排除の制限)

第10条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定したその使用料金(消費税相当額を含む。)の合計額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	汚水排水量	使用料
一般家	5 0 立方メー	1立方メートルにつき
庭用	トルまで	195円30銭
	5 1 立方メー	1立方メートルにつき
	トル以上	264円60銭
業務用	100立方メ	1立方メートルにつき
	ートルまで	264円60銭
	101立方メ	1立方メートルにつき

	/	ル以上		3	16 🖰	月5銭	į	
公衆浴	場法	(昭和2	3	1	立方>	л — I	ルに	つき
年法律:	第 1	3 9 号)	の	1	2円6	60銭	ţ	
適用を	うけ	る浴場						

	トル以上	- (3 1	6円	5 銭	
公衆浴	場法(昭和	2 3	1 立	方メ	ートノ	レにつき
年法律	第139号	·)の	1 2	円 6	〇銭	
適用を	うける浴場	i				

(2) 排水区域内

<u>汚水排出量</u>	<u>使用料</u>
500立方メートル	1立方メートルにつき
<u>未満</u>	15円75銭
500立方メートル	1立方メートルにつき
以上1、000立方メ	14円70銭
<u>ートル未満</u>	
1、000立方メート	1立方メートルにつき
<u>ル以上</u>	13円65銭
公衆浴場法の適用を	1立方メートルにつき
受ける浴場	8円40銭

ただし、一般家庭用又は業務用の汚水排水量が8立方メートル未満の場合は8立方メートルとして算定する。

2~5 略

ただし、一般家庭用又は業務用の汚水排水量が8立方メートル未満の場合は8立方メートルとして算定する。

2~5 略

<u>第4章 公共下水道の施設に関する構</u> 造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の 技術上の基準)

- 第17条 公共下水道の排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第19条において同じ。)に共涌する構造の基準は、次のとおりと
 - (1) 堅固で耐久力を有する構造とする。
 - (2) コンクリートその他の耐水性の材料
- で造り、かつ、漏水及び地下

水の侵入を最少限度のものとする措置を 講ずるものとする。ただし、雨水を排除 すべきものについては、多孔管その他雨

- 水を地下に浸透させる機能を有するもの とすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は 人の健康の保護に支障が生ずるおそれの ないものとして町長が定めるものを除 く。)にあっては、覆い又は棚の設置その 他下水の飛散を防止し、及び人の立入り を制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれ のある部分にあっては、ステンレス鋼そ の他の腐食しにくい材料で造り、又は腐 食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に 支障が生じないよう地盤の改良、可とう 継手の設置その他の町長が定める措置を 講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

- 第18条 排水施設の構造の基準は、前条に 定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、 町長が定める数値を下回らないものと し、かつ、計画下水量に応じ、排除すべ き下水を支障なく流下させることができ るものとする。
 - (2) 流下する下水の水勢により損傷する おそれのある部分にあっては、減勢工の 設置その他水勢を緩和する措置を講ずる ものとする。
 - (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
 - (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路 の方向又は勾配が著しく変化する箇所そ の他管渠の清掃上必要な箇所にあって

- は、マンホールを設ける。
- (5) <u>ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設ける。</u> (処理施設の構造の基準)
- 第19条 第17条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるも
 - <u>のに限る。第2号において同じ。)の構造の</u> 基準は、次のとおりとする。
 - (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を 防止する措置<u>を講ずるものとする。</u>
 - (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

- 第20条 前3条の規定は、次に掲げる公共 下水道については、適用しない。
 - (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置と して設けられる公共下水道
 - <u>(終末処理場の維持管理に関する基準)</u>
- 第21条 終末処理場の維持管理は、次に定 めるところにより行うものとする。
 - (1) 活性汚泥を使用する処理方法による ときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じ ないようにエアレーションを調節する。
 - (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚 泥等が満ちたときは、速やかにこれを除 去するものとする。
 - (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
 - (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防

第4章 雑則

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる 図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようと するときも同様とする。

(1)~(2) 略

2 略

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める 軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を 妨げ、又はその施設を損傷するおそれのな い物件で同項の許可を受けて設けた物件 (地上に存する部分に限る。)に対する添加 であって、同項の許可を受けた者が当該施 設又は工作物その他の物件を設ける目的に 付随して行うものとする。

(占用)

第19条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2~3 略

(原状回復)

第20条 前条第1項の占用の許可を受けた

<u>止に努めるとともに、構内の清潔を保持</u> するものとする。

(5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥 の処理に伴う排気、排液又は残さい物に より生活環境の保全又は人の健康の保護 に支障が生じないよう町長が定める措置 を講ずるものとする。

第5章 雑則

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる 図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようと するときも同様とする。

(1)~(2) 略

2 略

(許可を要しない軽微な変更)

第23条 法第24条第1項の条例で定める 軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を 妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件 (地上に存する部分に限る。)に対する添加 であって、同項の許可を受けた者が当該施 設又は工作物その他の物件を設ける目的に 付随して行うものとする。

(占用)

第24条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2~3 略

(原状回復)

者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると町長において認めたときは、この限りでない。

2 略

(設計又は工事の委託)

第21条 町は、排水設備等の新設等を行お うとする者の委託があったときは、その設 計又は工事を行うことができる。

2~5 略

(排水設備等の撤去)

第22条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。(管理人)

第23条 排水設備等の設置者が町内に居住しないとき又は町長が必要と認めたときは、その義務に属する一切の事項を処理するために、町内に居住する管理人を定め、町長に届け出なければならない。管理人を変更するときもまた同様とする。

(手数料の徴収)

第24条 町は、第8条及び<u>第21条</u>に規定 する申請、届出をした者から次の各号に掲 げる手数料を徴収する。

(1)~(3) 略

(使用料の減免)

第25条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

(委任)

<u>第26条</u> この条例で定めるもののほか、こ

第25条 前条第1項の占用の許可を受けた 者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該 占用物件を設ける目的を廃止したときは、 当該占用物件を除去し、公共下水道を原状 に回復しなければならない。ただし、原状 に回復することが不適当であると町長にお いて認めたときは、この限りでない。

2 略

(設計又は工事の委託)

第26条 町は、排水設備等の新設等を行お うとする者の委託があったときは、その設 計又は工事を行うことができる。

2~5 略

(排水設備等の撤去)

第27条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。(管理人)

第28条 排水設備等の設置者が町内に居住しないとき又は町長が必要と認めたときは、その義務に属する一切の事項を処理するために、町内に居住する管理人を定め、町長に届け出なければならない。管理人を変更するときもまた同様とする。

(手数料の徴収)

第29条 町は、第8条及び<u>第26条</u>に規定 する申請、届出をした者から次の各号に掲 げる手数料を徴収する。

(1)~(3) 略

(使用料の減免)

第30条 町長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

(委任)

の条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

第5章 罰則

(罰則)

- 第27条 次の各号に掲げる者は、1万円以下の過料に処する。
 - (1) 第6条第1項又は第2項の規定によ る確認を受けないで排水設備等の工事を 実施した者
 - (2) 第7条の規定に違反して排水設備等 の新設等の工事を実施した者
 - (3) 排水設備等の新設等を行って、第8条 第1項の規定による届出を同項に規定す る期間内に行わなかった者
 - (4) 第9条の2、第9条の3又は第10条 の規定に違反した使用者
 - (5) 第11条又は第12条第1項若しく は第2項の規定による届出を怠った者
 - (6) 第16条の規定による資料の提出を 求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - (7) <u>第20条</u>第2項の規定による指示に 従わなかった者
 - (8) 第6条第1項、<u>第17条又は第21条</u> 第1項の規定による申請書又は書類、第 6条第2項本文、第11条又は第12条 第1項若しくは第2項の規定による届出 書、第15条第5項の規定による申告書 又は第16条の規定による資料で不実の 記載のあるものを提出した申請者、届出 者、申告者又は資料の提出者
- 第28条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第31条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

第6章 罰則

(罰則)

- 第32条 次の各号に掲げる者は、1万円以 下の過料に処する。
 - (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を 実施した者
 - (2) 第7条の規定に違反して排水設備等 の新設等の工事を実施した者
 - (3) 排水設備等の新設等を行って、第8条 第1項の規定による届出を同項に規定す る期間内に行わなかった者
 - (4) 第9条の2、第9条の3又は第10条の規定に違反した使用者
 - (5) 第11条又は第12条第1項若しく は第2項の規定による届出を怠った者
 - (6) 第16条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
 - (7) <u>第25条</u>第2項の規定による指示に 従わなかった者
 - (8) 第6条第1項、<u>第22条又は第26条</u> 第1項の規定による申請書又は書類、第 6条第2項本文、第11条又は第12条 第1項若しくは第2項の規定による届出 書、第15条第5項の規定による申告書 又は第16条の規定による資料で不実の 記載のあるものを提出した申請者、届出 者、申告者又は資料の提出者
- 第33条 偽りその他不正な手段により使用 料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴 収を免れた金額の5倍に相当する金額(当 該5倍に相当する金額が5万円を超えない ときは、5万円とする。)以下の過料に処す

る。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 白老町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。